

おゆみ野ほたる会防災会 規約

第1条（名称）

本会は、おゆみ野ほたる会防災会（以下「本会」という。）と称する。

第2条（事務所の所在地）

本会の事務所は会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、住民の隣保共同ならびに相互扶助の精神に基づく自主的活動を行なうことにより、地震、火災、風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、おゆみ野ほたる会と一体になって次のような事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及に関すること。
2. 地震等に対する災害予防に関すること。
3. 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救援、避難誘導等、応急対策に関すること。
4. 防災訓練の実施に関すること。
5. 防災資器材等の備蓄に関すること。
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第5条（会員）

本会は、おゆみ野ほたる会入会世帯をもって構成する。

第6条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以内
 - (3) 防災委員 数人
 - (4) 監事 1人
2. 役員は、会員の互選による。
3. 監事とその他の役員は相互に兼ねることができない。
4. 役員の任期は定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再任は妨げない。

第7条（役員の仕事）

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行なう。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を行なう。

3. 防災委員は役員会の構成員となり、本会務の運営にあたる。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

第8条（会議）

本会に総会および役員会を置く。

第9条（総会）

1. 総会を招集するにあたっては会長が全会員にあらかじめ実施の通知をしなければならない。
2. 総会は、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会の議決権保有者はおゆみ野ほたる会のそれと同義とし、議決権保有者の過半数（委任状を含む）以上の出席をもって成立とする。
4. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と求めた事。
5. 総会の議事は出席議決権保有者の過半数による議決をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。票決に当たっては一世帯一票とする。
6. 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

第10条（役員会）

1. 役員会は、会長、副会長、および防災委員によって構成する。
2. 役員会は、次の事項を審議し、実行する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会より委任された事。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

第11条（防災計画）

1. 本会は、地震等による被害の防止及び被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
3. 地震等発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救援および避難誘導に関する事。
4. その他必要な事項。

第12条（会費・経費）

本会の運営に関する会費・経費は、原則おゆみ野ほたる会自治会費からの拠出をもってこれに充て、総会の議決を経て別に定める。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第14条（会計監査）

監事は会計を監査し、総会に監査結果の報告を行う。

付則

本規約は平成10年4月5日から実施する。

平成15年4月6日	一部改定
平成19年4月8日	一部改定
平成24年4月1日	一部改定